

令和6年度当初予算（案）における
使用料・手数料等について

公共料金については、市民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則、国・県における基準等を踏まえ、市民生活に与える影響などを勘案し、必要最小限度の新設及び改定を行う。

■新設 1件

名 称	主 な 内 容
建 築 関 係 手 数 料	<p>建築基準法の改定に伴い、既存不適格建築物の大規模修繕等の制限を緩和する認定制度が創設されたため、当該許可等に係る手数料を設定</p> <p>既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料 27,000円</p> <p>[施行日：R6.4.1]</p>

■改定 5件

名 称	主 要 内 容																																															
国民健康保険料	<p>高齢化や医療の高度化等の影響による一人当たりの給付費等の増加に対応するため、国民健康保険財政調整基金を活用し、加入者の保険料負担を抑制しつつ、保険料を改定する。</p> <p>改定率（全体） 1.80% （参考）一人当たり保険給付費（令和6年度見込み） 対前年度比2.0%増</p> <p>1 保険料率（年額） （単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">所得割</th> <th colspan="2">被保険者均等割</th> <th colspan="2">世帯別平等割</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療・支援金分</td> <td>9.54%</td> <td>9.85%</td> <td>29,040</td> <td>29,040</td> <td>35,040</td> <td>34,920</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>2.34%</td> <td>2.36%</td> <td>10,800</td> <td>10,680</td> <td>8,160</td> <td>8,040</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保険料額は、次のア、イ、ウの合計額となる。 ア 世帯の賦課基準額 × 所得割(%) イ 被保険者均等割(1人当たり定額) × 被保険者数 ウ 世帯別平等割(1世帯当たり定額)</p> <p>2 一人当たり平均保険料（年額） （単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定幅</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療・支援金分</td> <td>98,269</td> <td>100,226</td> <td>1,957</td> <td>1.99%</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>30,053</td> <td>30,046</td> <td>△7</td> <td>△0.02%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>108,470</td> <td>110,424</td> <td>1,954</td> <td>1.80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 賦課限度額 （改定前）104万円 → （改定後）106万円</p> <p>[施行日：R6.4.1]</p>	区分	所得割		被保険者均等割		世帯別平等割		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	医療・支援金分	9.54%	9.85%	29,040	29,040	35,040	34,920	介護分	2.34%	2.36%	10,800	10,680	8,160	8,040	区分	改定前	改定後	改定幅	改定率	医療・支援金分	98,269	100,226	1,957	1.99%	介護分	30,053	30,046	△7	△0.02%	全体	108,470	110,424	1,954	1.80%
区分	所得割		被保険者均等割		世帯別平等割																																											
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後																																										
医療・支援金分	9.54%	9.85%	29,040	29,040	35,040	34,920																																										
介護分	2.34%	2.36%	10,800	10,680	8,160	8,040																																										
区分	改定前	改定後	改定幅	改定率																																												
医療・支援金分	98,269	100,226	1,957	1.99%																																												
介護分	30,053	30,046	△7	△0.02%																																												
全体	108,470	110,424	1,954	1.80%																																												

名 称	主 内 容																			
<p>介 護 保 険 料</p>	<p>第9期介護保険事業計画（R6－R8）の策定に伴い、第1号被保険者（65歳以上）の保険料を改定</p> <p>※保険料負担の軽減を図るため、介護給付準備基金残高の全額取崩しを実施 基金残高 R5決算処理後の基金残高（見込） 16億円</p> <p><保険料額及び影響額（第5段階の場合）></p> <table border="1" data-bbox="598 436 1316 526"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定後（a）</th> <th>改定前（b）</th> <th>（a）－（b）</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年額</td> <td>75,600円</td> <td>64,800円</td> <td>10,800円</td> <td rowspan="2">16.7%</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>6,300円</td> <td>5,400円</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日：R6.4.1]</p>	区分	改定後（a）	改定前（b）	（a）－（b）	改定率	年額	75,600円	64,800円	10,800円	16.7%	月額	6,300円	5,400円	900円					
区分	改定後（a）	改定前（b）	（a）－（b）	改定率																
年額	75,600円	64,800円	10,800円	16.7%																
月額	6,300円	5,400円	900円																	
<p>公立保育所・認定こども園 給 食 費</p>	<p>公立保育所・認定こども園の3歳以上児の主食提供を行うことに伴い、 現行の副食費に主食提供に伴う費用を加え、給食費とし改定</p> <p><設定料金></p> <table border="1" data-bbox="606 1265 1197 1366"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">設定額（給食費）</th> <th colspan="2">改定前（副食費）</th> </tr> <tr> <th>主食</th> <th>副食</th> <th>主食</th> <th>副食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号認定</td> <td>4,370円</td> <td>900円</td> <td>3,470円</td> <td>3,470円</td> </tr> <tr> <td>2号認定</td> <td>6,160円</td> <td>1,000円</td> <td>5,160円</td> <td>5,160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日：R6.10.1]</p>		設定額（給食費）		改定前（副食費）		主食	副食	主食	副食	1号認定	4,370円	900円	3,470円	3,470円	2号認定	6,160円	1,000円	5,160円	5,160円
	設定額（給食費）		改定前（副食費）																	
	主食	副食	主食	副食																
1号認定	4,370円	900円	3,470円	3,470円																
2号認定	6,160円	1,000円	5,160円	5,160円																

名 称	主 な 内 容
消 防 関 係 手 数 料	<p>関係法令の改正により消防法第11条第1項及び高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る審査手数料が見直されることから、消防関係手数料を改定</p> <p>危険物貯蔵所の設置許可手数料 現行：1,180,000円～7,070,000円 →改定後：1,450,000円～8,790,000円 ※変更許可手数料（設置許可手数料の1／2の額）</p> <p>高圧ガス製造許可手数料 現行：7,400円～91,000円 →改定後：液化石油ガス法の許可を受けている場合は一律6,000円 ※完成検査手数料（製造許可手数料の3／4の額）</p> <p>[施行日：R6.4.1]</p>
動 物 公 園 入 園 料 、 駐 車 場 使 用 料	<p>運営費（光熱水費、飼料費等）の上昇に対応するため、入園料、駐車場使用料等を改定</p> <p>入園料（大人） 現行：700円 → 改定後：800円 年間パスポート 現行：2,500円 → 改定後：3,000円 駐車場使用料 普通車 現行：700円 → 改定後：800円 大型車 現行：2,800円 → 改定後：3,200円</p> <p>[施行日：R6.6.1]</p>